

短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス 契 約 書 別 紙

料金

(1) 短期入所生活介護

令和3年4月1日改定

	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担割合			
				1割負担	2割負担	3割負担	
基本 介護費	併設型短期入所生活介護 費(Ⅱ)多床室 (1日につき)	要介護1	6,454 円	646 円	1,291 円	1,937 円	
		要介護2	7,201 円	721 円	1,441 円	2,161 円	
		要介護3	7,981 円	799 円	1,597 円	2,395 円	
		要介護4	8,728 円	873 円	1,746 円	2,619 円	
		要介護5	9,465 円	947 円	1,893 円	2,840 円	
令和3年4月1日～9月30日まで上記の該当する金額の0.1%上乘せとなります。							
減 算 時 の 基 本 介 護 費	夜勤職員基準減算	1日につき	上記の該当する 金額の97%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
	人員基準欠如減算	1日につき	上記の該当する 金額の70%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
	定員超過利用減算	1日につき	上記の該当する 金額の70%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
※ 保 険 給 付 内 サ ー ビ ス 利 用 料	加 算 介 護 費	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	1,083 円	109 円	217 円	325 円
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	2,166 円	217 円	434 円	650 円
		生活相談員配置等加算	1日につき	140 円	14 円	28 円	42 円
		機能訓練体制加算	1日につき	129 円	13 円	26 円	39 円
		個別機能訓練加算	1日につき	606 円	61 円	122 円	182 円
		緊急短期入所受入加算	1日につき	974 円	98 円	195 円	293 円
		看護体制加算(Ⅰ)	1日につき	43 円	5 円	9 円	13 円
		看護体制加算(Ⅱ)	1日につき	86 円	9 円	18 円	26 円
		看護体制加算(Ⅲ)イ	1日につき	129 円	13 円	26 円	39 円
		看護体制加算(Ⅲ)ロ	1日につき	64 円	7 円	13 円	20 円
		看護体制加算(Ⅳ)イ	1日につき	249 円	25 円	50 円	75 円
		看護体制加算(Ⅳ)ロ	1日につき	140 円	14 円	28 円	42 円
		医療連携強化加算	1日につき	628 円	63 円	126 円	189 円
		夜勤職員配置加算(Ⅰ)	1日につき	140 円	14 円	28 円	42 円
		夜勤職員配置加算(Ⅲ)	1日につき	162 円	17 円	33 円	49 円
		夜勤職員配置加算(Ⅳ)	1日につき	216 円	22 円	44 円	65 円
		BPSD緊急対応加算 ^{*1}	1日につき	2,166 円	217 円	434 円	650 円
		若年性認知症利用者受入加算	1日につき	1,299 円	130 円	260 円	390 円
		在宅中重度者受入加算イ	1日につき	4,559 円	456 円	912 円	1,368 円
		在宅中重度者受入加算ロ	1日につき	4,516 円	452 円	904 円	1,355 円
		在宅中重度者受入加算ハ	1日につき	4,472 円	448 円	895 円	1,342 円
		在宅中重度者受入加算ニ	1日につき	4,602 円	461 円	921 円	1,381 円
		療養食加算(医師の指示に基づく)	1日につき3回を限度とする	86 円	9 円	18 円	26 円
		認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき	32 円	4 円	7 円	10 円
		認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき	43 円	5 円	9 円	13 円
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき	238 円	24 円	48 円	72 円
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき	194 円	20 円	39 円	59 円
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき	64 円	7 円	13 円	20 円
		連続30日越え減算	1日につき	-324 円	-33 円	-65 円	-98 円
		送迎加算	片道につき	1,992 円	200 円	399 円	598 円
		介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1月につき	上記のうち該当 する金額の合計 の8.3%に相 当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1月につき	上記のうち該当 する金額の合計 の6.0%に相 当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割

※保険給付内サービス利用料	加算介護費	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担割合		
					1割負担	2割負担	3割負担
		介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.7%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		介護職員等特定処遇改善加算 (II)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割

(2) 介護予防短期入所生活介護

令和3年4月1日改定

※保険給付内サービス利用料	基本介護費	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担割合			
					1割負担	2割負担	3割負担	
		併設型介護予防短期入所生活介護費 (II) 多床室 (1日につき)	要支援1	4,830 円	483 円	966 円	1,449 円	
			要支援2	6,010 円	601 円	1,202 円	1,803 円	
		令和3年4月1日～9月30日まで上記の該当する金額の0.1%上乘せとなります。						
	減算時の基本介護費	夜勤職員基準減算	1日につき	上記の該当する金額の97%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
		人員基準欠如減算	1日につき	上記の該当する金額の70%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
		定員超過利用減算	1日につき	上記の該当する金額の70%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
	加算介護費	生活機能向上連携加算 (I)	1月につき	1,083 円	109 円	217 円	325 円	
		生活機能向上連携加算 (II)	1月につき	2,166 円	217 円	434 円	650 円	
		生活相談員配置等加算	1日につき	140 円	14 円	28 円	42 円	
		機能訓練体制加算	1日につき	129 円	13 円	26 円	39 円	
		個別機能訓練加算	1日につき	606 円	61 円	122 円	182 円	
		BPSD緊急対応加算	1日につき	2,166 円	217 円	434 円	650 円	
		若年性認知症利用者受入加算	1日につき	1,299 円	130 円	260 円	390 円	
		療養食加算 (医師の指示に基づく)	1日につき3回を限度とする	86 円	9 円	18 円	26 円	
		認知症専門ケア加算 (I)	1日につき	32 円	4 円	7 円	10 円	
		認知症専門ケア加算 (II)	1日につき	43 円	5 円	9 円	13 円	
		サービス提供体制強化加算 (I)	1日につき	238 円	24 円	48 円	72 円	
		サービス提供体制強化加算 (II)	1日につき	194 円	20 円	39 円	59 円	
		サービス提供体制強化加算 (III)	1日につき	64 円	7 円	13 円	20 円	
		送迎加算	片道につき	1,992 円	200 円	399 円	598 円	
			介護職員処遇改善加算 (I)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の8.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
			介護職員処遇改善加算 (II)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の6.0%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.7%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
		介護職員等特定処遇改善加算 (II)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	

※「負担割合証」に記載されている負担割合となります。

※1:BPSDとは「Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia(認知症の行動・心理症状)」の略で、認知症の方にしばしば出現する知覚や思考内容、気分あるいは行動の障害を意味します。

(3) 共通

令和元年10月1日改定

項目	摘要	単位	利用料金
※ 滞在費（光熱水費相当）	利用者負担第1～第3段階	1日につき	855円
	利用者負担第4～第6段階	1日につき	855円
※ 食費	利用者負担第1～第3段階	朝食	380円
		昼食	506円
		夕食	506円
	利用者負担第4～第6段階	朝食	560円
		昼食	720円
		夕食	720円
日常生活費	別表①「日常生活費 個別内訳表」からAまたはBを選択することができます		150円
理美容費、行事・クラブ材料費、嗜好品など	ご希望により承ります		別表②「その他の料金表」の通り

※ 上記の食費は、令和3年7月31日までの料金です。介護報酬の改定に伴い、令和3年8月1日より変更されます。

※ 滞在費・食費は、申請により課税状況や収入の状況に応じて、減額されることがあります。

キャンセル料	ご利用日の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
	ご利用日の前日の午後5時までにご連絡が無かった場合	3,000円

滞在費・食費の減免制度について

介護保険負担限度額認定（世帯の構成や課税状況等により判断されます）		単位	滞在費	食費
第1段階	○生活保護受給者の方 ○住民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者の方 ○境界層該当者の方（※）	1日につき	0円	300円
第2段階	○住民税世帯非課税で合計所得金額+課税年金収入額が年間80万円以下の方 ○境界層該当者の方（※）	1日につき	370円	390円
第3段階	○住民税世帯非課税で、利用者負担第2段階該当者以外の方 ○住民税課税層における特例減額措置の適用がある方 ○境界層該当者の方（※）	1日につき	370円	650円

（※）境界層とは、本来の利用者負担を適用すると生活保護が必要な状況となるが、より負担の低い基準を適用することにより生活保護を必要としない状況となる方で、事前に福祉事務所への生活保護申請が必要です。（福祉事務所にて境界層であるか否かの認定を行います）